

## 【給与支払報告書(個人別明細書)の記載方法】

8

給与支払報告書(個人別明細書)	※										※種別		※整理番号		※					
	※区分										(受給者番号)		123-456							
	支 払 を受ける者	住 所	① 佐伯市中村東町6番9号										(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2							
			(役職名)		(フリガナ) サイキ タロウ															
	氏 名											佐伯 太郎								
	種 別			支 払 金 額				給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)			所得控除額の合計額			源泉徴収税額						
	給料・賞与			内 円 8,970,000				内 円 6,973,000			内 円 3,283,127			内 円 173,800						
	(源泉)控除対象配偶者の有無		② 配偶者(特別) 性 别 の 領		③ 控除対象扶養親族等の被 (配偶者を除く。)		16歳未満 扶養親族 の数			障害者の数 (本人を除く。)			北原住民である 親族の数							
	有	従有	人	人	人	従人	内	人	人	人	従人	人	人	内	人	人	人			
○		380,000								1		1								
特定親族特別控除の額			社会保険料等の金額				生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額							
630,000			内 円 1,533,327				内 円 115,000			内 円 44,800			内 円 140,000							
摘要) 前職分 (有)佐伯食品 給与:1,800,000円 社保:120,000円 源泉:25,000円 R7.4.30退職 ④																				
⑤	生命保険料 の金額		新生命保険料 の金額		24,000		旧生命保険料 の金額		36,000		介護医療保 険料の金額		48,000		新個人年金 保険料の金額		53,000			
⑥	住宅借入金等 特別控除適用 の額の内訳		住宅借入金等 特別控除可能額		1		居住開始年月日 (1回目)		H30		3		14		住宅借入金等特別 控除区分(1回目)		住(特)			
⑦	住宅借入金等 特別控除可能額		住宅借入金等 特別控除適用 の額		内 円		居住開始年月日 (2回目)		年 月		内 円		住宅借入金等特別 控除区分(2回目)		住(特)					
⑧	(フリガナ) 氏名		サイキ ハナコ		区 分		配偶者の 合計所得		0		国民年金保 険料の金額		176,460		旧定期損害 保険料の金額		19,600			
⑨	個人番号		佐伯 花子		区 分												所得金額 調査控除額			
⑩	基础控除の額																47,000			
⑪	(フリガナ) 氏名		サイキ タロウ		区 分		10		1		(フリガナ) 氏名		サイキ ハルコ		区 分		5人以上隣の持続的 扶養親族の個人番号			
⑫	佐伯 一郎								1		個人番号		佐伯 春子							
⑬	個人番号		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		区 分		16歳未満		2		個人番号				区 分					
⑭	(フリガナ) 氏名								3		個人番号									
⑮	個人番号								4		個人番号									
⑯	(フリガナ) 氏名								5		個人番号									
⑰	個人番号								6		個人番号									
⑱	(フリガナ) 氏名								7		個人番号									
⑲	個人番号								8		個人番号									
⑳	個人番号								9		個人番号									
㉑	個人番号								10		個人番号									
㉒	個人番号								11		個人番号									
㉓	個人番号								12		個人番号									
㉔	個人番号								13		個人番号									
㉕	中途就・退職																			
㉖	就職		退職		年		月		日		元 号		年 月 日							
㉗	○		7		5		1		昭和		45		4 1							
㉘	受給者生年月日																			
㉙	未成年者																			
㉚	外死災亡退職者欄																			
㉛	本人が障害者特 その他の婦ひとり親																			
㉜	勤労学生																			
㉝	中途就・退職																			
㉞	就職 退職 年 月 日																			
㉟	元 号 年 月 日																			
㉟	7 5 1 昭和 45 4 1																			
㉟	(右詰で記載してください。)																			
㉟	大分県佐伯市中村南町1番1号																			
㉟	株式会社 佐伯商事 (電話) 0972-22-3111																			
㉟	氏名又は名称																			

## 給与支拂報告書（個人別明細書）

（市町村提出用）

ここでは、特に注意していただきたい点を抜粋して記載しています。

詳しくは、国税庁ホームページの「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。【<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/index.htm>】>



- ①⑩ 住所・個人番号・氏名・生年月日  
住所は令和8年1月1日現在の住所を記載してください。

②⑦ (源泉)控除対象配偶者の有無、配偶者(特別)控除の額  
②(源泉)控除対象配偶者がいる場合は、「有」欄に〇を付してください。また、控除対象配偶者が、昭和31年1月1日以前生まれの場合は「老人」欄にも〇を付してください。「配偶者(特別)控除の額」欄には、控除額を記載してください。  
⑦(源泉・特別)控除対象配偶者の氏名、個人番号、合計所得を記載してください。

③⑧ 控除対象扶養親族等の数、障害者の数、非居住である親族の数  
③配偶者以外の扶養親族の人数を記載してください。「老人」欄、「特別障害者」欄については左側(内書き)の欄に同居の人数も記載してください。  
⑧控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族がいる場合は、氏名、個人番号について誤りのないよう記載してください。  
※③の扶養親族の人数と⑧の扶養親族の氏名の数は必ず一致するように記載してください。  
扶養親族が非居住者(国外居住親族)の場合は、「区分」欄に01～04(国税庁の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」参照)の該当する数字を記載してください。  
また、19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族が特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。  
●特定親族特別控除の額の区分(合計所得金額により区分)

58万円超85万円以下 : 10	(非居住者 : 11)	85万円超90万円以下 : 20	(非居住者 : 21)
90万円超95万円以下 : 30	(非居住者 : 31)	95万円超100万円以下 : 40	(非居住者 : 41)
100万円超105万円以下 : 50	(非居住者 : 51)	105万円超110万円以下 : 60	(非居住者 : 61)
110万円超115万円以下 : 70	(非居住者 : 71)	115万円超120万円以下 : 80	(非居住者 : 81)
120万円超123万円以下 : 90	(非居住者 : 91)		

⑧<sup>1)</sup>退職手当の支払いを受ける配偶者(退職所得を除く合計所得金額が133万円以下)または扶養親族がいる場合には、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に個人番号を記載し、その前に(退)と付してください。

④ 摘要欄  
中途就職者で、前職分を合わせて年末調整を行った場合は、支払者の氏名、給与支払金額、社会保険料等の金額、源泉徴収額及び退職日を記載してください。

退職手当等の支払を受ける配偶者(退職所得を除く合計所得金額が133万円以下)又は扶養親族がいる場合、その者の氏名(氏名の前には(退)と付す)、続柄、生年月日、住所、退職所得を除いた合計所得金額の見積額、障害の区分及び国外居住の状況並びに納稅者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記載してください。

⑤ 生命保険料の金額の内訳  
令和7年中に支払った生命保険料がある場合は、各種保険料の支払い金額を記載してください。

⑥ 住宅借入金等特別控除の額の内訳  
住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、適用件数、居住開始年月日、区分を記載してください。  
**年末調整で控除しきれない場合は、住宅借入金等年末残高、住宅借入金等特別控除可能額も記載してください**  
適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分は、下記のように記載します。  
住：一般的な住宅借入金等特別控除(増改築含む)  
認：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除  
増：特定増改築等住宅借入金等特別控除  
※当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は「(特)」、特別特定取得の場合は「(特特)」、特例特別特例取得の場合は「(特特特)」を付記します。

- ⑨ **本人該当の欄**  
本人が該当する欄に○を付してください。

  - ・未成年者:平成20年1月3日以後に生まれて婚姻していない方。
  - ・寡婦:所得500万円以下で配偶者と死別または離婚された方。離婚の場合は、扶養親族を有する方。
  - ・ひとり親:婚姻歴の有無に関わらず、所得500万円以下で、所得58万円以下の牛計を一にする子を有する方。